

原爆被爆者

定期一般健康診断

問い合わせ 保健医療課 ☎592153

定期健康診断

個別健診のみの実施です。なお、対象者には10月末に個別に通知しています。

個別健診

11月1日(木)～令和6年2月29日(木)

申し込み

次の希望する医療機関に直接申し込んでください。

医療機関一覧		
医療機関名	ところ	電話番号
阿多田診療所	阿多田403-2	53-7061
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337
シルククリニック	本町1-5-6	52-3313
本町医院	本町2-15-17	52-4427
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233

被爆者健康手帳を持っている方の健康管理を目的として、年2回定期健康診断を実施します。

個別健診の事項

○受診時は、被爆者健康手帳または健康診断受診者証を提示してください。

○交通手当が支給される場合があります。該当地区の方には説明書と申請書を同封しています。受診前にご覧ください。

希望による健康診断

定期健康診断のほかに「希望による健康診断」(検査項目は定期健康診断と同じ)を年2回受けることができます。また、「希望による健康診断」のうち、1回は「がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮・多発性骨髄腫)」に代えることができます。

希望による健康診断を実施している医療機関は、県被爆者支援課☎082・513・3116へお問い合わせください。

①広島の「黒い雨」に遭った

「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが2021年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること。

※要件に該当するかどうかは、必要に応じて広島「黒い雨」に遭った事実に関する書類(居住地や通学先・勤務先の分かるものなど)を求め、個別に審査されます。

※家族から「黒い雨」に遭ったと言われた記憶があるが、自分が「黒い雨」に遭ったかどうか分からない場合など、手帳交付の対象になるか不安なときは、相談してください。

②障害を伴う一定の疾病にかかっている

11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。

※障害を伴う一定の疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く)にかかっているかどうかは、提出された診断書をもとに審査されます。

問い合わせ

保健医療課または県被爆者支援課☎082・513・3116

被爆二世の方の健康管理に役立てていただくため、健康診断を実施します。

健診費用は無料 被爆二世健診

問い合わせ
県被爆者支援課 ☎082-513-3116

対象

両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広

健診受けたら見る動画 健康診断結果説明動画配信のご案内

問い合わせ
保健医療課 ☎592153

健康診断の結果を今後の健康づくりに役立てていただくために、「健康診断結果説明動画」を配信します。健康診断の結果について、どのような危険があるのか、予防・改善のためにどうすればいいのかを動画で説明しています。ぜひご覧ください。

配信内容

血圧について

収縮期血圧(最高血圧)、拡張期血圧(最低血圧)の数値が気になる方へ

脂質異常について

中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールの数値が気になる方へ

血糖について

血糖値、HbA1cの数値が気になる方へ

島県内に居住する方
○広島被爆：昭和21年6月1日以降に生まれた方
○長崎被爆：昭和21年6月4日以降に生まれた方

申し込み

専用はがきに必要事項を記入し、令和6年1月31日(木)までに県被爆者支援課へ。専用はがきは、保健医療課や各支所などに設置しています。県ホームページから電子申請による申し込みもできます。

実施期間

令和6年2月29日(木)まで
※精密検査は令和6年3月10日(日)まで

健診場所

リーフレット「令和5年度被爆二世健診のお知らせ」に掲載している実施医療機関一覧のうち、希望する医療機関で受診できます。

その他

詳しくは、保健医療課・支所などに設置しているリーフレット「令和5年度被爆二世健診のお知らせ」をご覧ください。

希望者には被爆二世健康記録簿をお渡します。問い合わせは保健医療課または県被爆者支援課まで。

令和6年3月31日(日)まで

- 市ホームページ「トップページ」→「健康・予防・医療・福祉」→「健康・予防に関するお知らせ」→「おとなの健康(健診・検診)」→「健康診断結果説明動画配信のご案内」
- スマートフォンを持っている方は、こちらのQRコードからご覧ください。

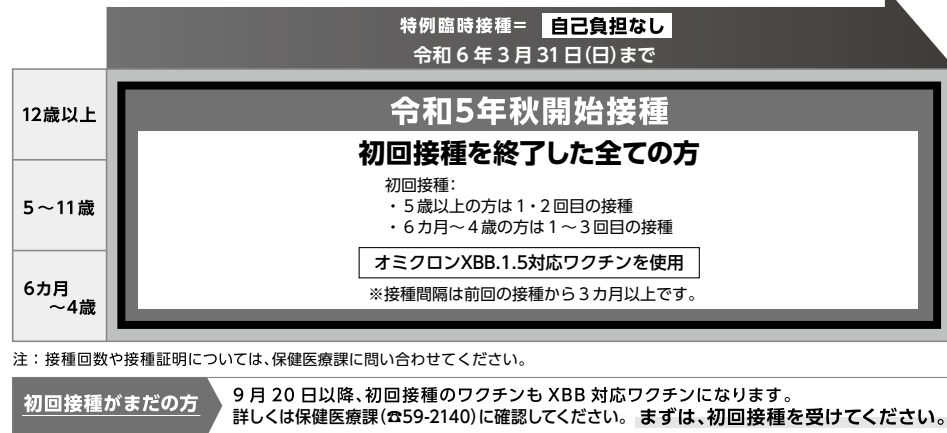


配信期間

※通信量が大きいため、安定したインターネット回線(有線、Wi-Fiなど)での利用をおすすめします。利用にかかる通信料は自己負担になります。

大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話 ☎28-1611
受付時間 8 時 30 分～ 17 時（土・日曜日、祝日除く）接種費用（無料）
ワクチン接種（任意）

■令和5年度における新型コロナワクチン接種のイメージ



令和5年秋開始接種

使用するワクチン

オミクロン株XBB.1.5 1 価ワクチン

接種券

9 月上旬から、接種可能となる方へ順次、発送しています。
過去に送付した接種券を使用していない方へは新たに発送しませんので、手元にある接種券を使用してください。

■集団接種

実施期間

10 月末までの予定でしたが、11 月まで延長します。

実施期間・場所

11 月 9 日(木)、10 日(金)

広島西医療センター特設会場

(以降の接種日は、ワクチンの配送状況などにより決定します)

■個別接種

実施期間 令和 6 年 3 月末まで

◇接種可能医療機関 ※直接、医療機関へ申し込んでください。

医療機関一覧 (対象:医療機関によって接種実施年齢が異なります)					
医療機関名	ところ	電話番号	初回接種 (XBB.1.5)	追加接種 (XBB.1.5)	備考
山下ケアクリニック	新町1-2-7	54-0852	－	○	かかりつけのみ、18歳以上
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	－	○	かかりつけ優先、5歳以上
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337	○	○	12歳以上
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059	－	○	20歳以上
本町医院	本町2-15-17	52-4427	○	○	12歳以上
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138	－	○	13歳以上（中学生以上）
おおえ内科クリニック	晴海1-4-13-1階	35-5552	－	○	15歳以上
だいきく小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	○	○	かかりつけのみ、5～17歳まで
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233	－	○	16歳以上
メーブルヒル病院	玖波5-2-1	57-7451	○	○	当院患者またはその家族のみ。13歳以上
医療機関一覧 (対象:乳幼児(6カ月～4歳)が接種できる医療機関)					
医療機関名	ところ	電話番号	初回接種 (XBB.1.5)	追加接種 (XBB.1.5)	備考
だいきく小児科クリニック	晴海1-4-13-2階	57-5225	○	○	かかりつけのみ
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022	○	○	かかりつけ優先

この一覧以外の医療機関でも接種できる場合があります。まずは、かかりつけ医へ相談してください。

初回接種(12歳以上の未接種者)

令和 6 年 3 月末まで継続されます。

※何らかの理由でオミクロン株XBB.1.5に対応した 1 価ワクチン (mRNAワクチン) が接種できない方は、市で受け付けます。希望する方は、大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話へ。

ワクチン相談窓口など

・広島県新型コロナウイルスワクチン相談センター
(専門的相談窓口) 8時30分～17時30分
電話 082-513-2847 ファクス 082-211-3006

・新型コロナウイルスワクチン接種の総合案内
【コロナワクチンナビ】はこちらから→

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



Web 予約はこちらから

予約確認・キャンセルは、予約ページ上のマイページから操作することができます。

各接種の予約方法など、詳しくは、接種券に同封している案内文をご覧ください。

満年齢	生年月日
40歳	昭和58年4月2日～ 昭和59年4月1日生まれの人
50歳	昭和48年4月2日～ 昭和49年4月1日生まれの人
60歳	昭和38年4月2日～ 昭和39年4月1日生まれの人
70歳	昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日生まれの人

受診できる医療機関(大竹市内)

医療機関名	ところ	電話
荒田歯科クリニック	西栄1-8-19	52-6480
伊東歯科医院	新町1-12-13	52-4756
角田歯科医院	本町2-9-9	53-0648
川口歯科医院	玖波1-5-2	57-7350
神波歯科医院	新町1-11-17	52-3240
きらら歯科医院	西栄3-17-7	54-1182
これなが歯科医院	晴海1-6-10-2階	57-0118
谷口歯科クリニック	小方1-13-32	57-7456
坪井歯科クリニック	油見2-6-7	52-1181
長岡歯科医院	黒川1-8-27	57-6430
バウムクーヘン 歯科クリニック	西栄1-13-3	28-4186
広中歯科医院	新町1-2-11	53-0888
みどり橋歯科医院	立戸1-3-10	52-8110
藤井歯科医院	油見3-4-3	53-2206

○生活保護世帯、令和4年度住民税非課税世帯の方は事前に保健医療課で免除申請をすると無料で受診できます。

※健診の結果、歯石除去や治療となった場合は、追加の費用負担が発生します。また定期受診や治療期間中は、受診券が使用できないことがあります。

申し込み 直接、受診を希望する医療機関へ申し込んでください。

※廿日市市・佐伯区の一部医療機関でも受診可能です。事前に保健医療課へ問い合わせてください。

○市国民健康保険被保険者の方は健診費が無料です。受診時に保険証を提示してください。

○市国民健康保険被保険者の方は健診費用 500円

していただきます。受診券を交付します。

ワンコインでお得に
歯と口の健康チェック!節目年齢の方が500円で
受けられる歯科健診

節目歯科健診は受けましたか?

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

35 歳以上の約 8 割がかかるという
れる歯周病は、歯の喪失につながる
だけでなく糖尿病や動脈硬化など全
身の健康にも影響しています。

「歯磨きのとき血が出る」、「口臭
が気になる」といった症状は歯周病
の初期症状かもしれません。歯周病
は自覚症状がほとんどなく、知らな
い間に進行しやすいため、定期的
に健診を受けて予防しましょう。

健診期間
令和 6 年 2 月 29 日(木)まで

対象
令和 5 年度中に満 40 歳、満 50 歳、
満 60 歳、満 70 歳になる市民

※対象者には 5 月末に個別に受診券
を送付しています。対象年齢の方で、
受診券が届いていない方、受診券を
紛失された方は、保健医療課へ連絡

11月8日☎～14日☎は
いい歯の週間

県は、広く歯と口腔の健康づくりについての
理解と関心を深め、積極的な歯科疾患の予防を
促進するため、11月8日を「いい(11)歯(8)の
日」、11月8日から14日を「いい歯の週間」とし
て、歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。
いつまでもおいしく、楽しい食事をとるた
めには、口の中の健康を保つことが大切です。
気軽に相談できる「かかりつけ歯科医院」を
持ちましょう。

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

自宅で治療が受けられます
訪問歯科診療
口腔ケア問い合わせ
在宅歯科診療センター
☎52-5285「歯が悪いのに体
が思うように動かず、
歯医者に行くのが大
変…」と、治
療をあきらめ
ていませんか。
まずは相談し
てください。

歯科医師と歯科衛生士などが訪問
して健診を行い、必要な方には訪問
歯科診療や口腔ケアを行います。

対象
歯科診療所への通院が困難な在宅
寝たきり障害者や 65 歳以上の在宅寝
たきり高齢者

料金
健康保険の自己負担割合に応じた
負担が必要です。

申し込み
月曜日から金曜日までの 9 時 30 分
から 12 時までに在宅歯科診療セン
ターへ。

※留守番電話につながった場合は、
電話番号と名前を伝えてください。
折り返しセンターから連絡します。